

出席停止期間について (インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症)

他の人に感染させる可能性があるので、出席停止期間を参考にしてください。

インフルエンザ 出席停止期間

発症した後五日を経過し、かつ解熱した後二日を経過するまで

【 例 】

	発症日	一日目	二日目	三日目	四日目	五日目	六日目	七日目
発症後5日以内に解熱した場合			回復していても、発症後5日間は家庭で静養。					
発症後5日以降に解熱した場合		→	→	→		回復していても解熱後2日間は家庭で静養。		

新型コロナウイルス感染症 出席停止期間

発症した後五日を経過し、かつ症状軽快した後一日を経過するまで

【 例 】

	発症日	一日目	二日目	三日目	四日目	五日目	六日目	七日目
発症後5日以内に症状が軽快した場合			回復していても、発症後5日間は家庭で静養。					
発症後5日以降に症状が軽快した場合		→	→	→	→			

回復していても、症状軽快した後一日を経過するまでは家庭で静養をお願いします。

※罹患後、登校する際には「治癒報告書」が必要となります。学校からお渡しした用紙、もしくはホームページからダウンロードした用紙を御記入の上、担任へ提出してください。